

令和7年度事業計画

1 . 基本方針

我が国において、人口減少・超高齢化が進行し労働力不足が深刻化する中で、社会の活力を維持し、持続可能な社会を実現していくためには、働く意欲のある高年齢者がその経験と能力を活かして、生涯現役で活躍できる社会の形成が今求められています。

そうした中、さまざまな働き方を希望する健康で働く意欲のある高年齢者に対し、地域に密着し組織的に提供するシルバー人材センターの期待と役割は益々大きくなっており、これらの期待に応え、しっかりと役割を果たしていくことが、シルバー人材センターの存在価値と社会的評価につながると考えます。

また、フリーランス新法の施行をはじめとする国の施策や関係法令の改正や、物価の高騰、シルバー人材センターを取り巻く社会情勢の変化など、課題も山積みであります。着実に対応してまいります。

当センターでは、今年度においても「自主・自立・共働・共助」の理念のもと、会員・役職員が一丸となって、普及啓発、会員拡大、安全就業に努めるとともに、経験豊富な高年齢者が明るく、楽しく参加・貢献できる魅力ある組織を目指して事業の推進に取り組んでまいります。

2 . 事業計画

(1) 就業開拓提供事業

真岡市内において60歳以上である不特定多数の高年齢者等を対象に会員を募集し、次の形態で「臨時的就業かつ短期的又はその他の軽易な業務」に係る就業の機会を提供します。

① 請負・準委任

民間や公共から請け負った業務について、「シルバー人材センター利用契約」お締結し、会員に対しては就業条件を明示し就業機会を提供します。

② 職業紹介

栃木県シルバー人材センター連合会と職業紹介事業実施に関する協定を締結し、60歳以上である不特定多数の求職者に対して、「臨時的就業かつ短期的又はその他の軽易な業務」に係る雇用就業を紹介します。

③ 一般労働者派遣

栃木県シルバー人材センター連合会と一般労働者派遣事業実施に関する協定を締結し、派遣労働を希望する会員に対して、「臨時的就業かつ短期的又はその他の軽易な業務」に係る派遣労働を提供します。

(2) 就業機会確保事業

会員の就業機会を確保するために、次の事業を実施します。

① 普及啓発事業

イ) 啓発用パンフレットを活用し、シルバー人材センターの活動状況等を広く周知し、就業機会の拡大と会員の入会促進を図ります。

ロ) 「シルバーの日」(10月の第3土曜日)において、シルバー人材センターの普及啓発事業並びにシルバーの輪を広げる運動を推進します。

ハ) ホームページやラジオ等を活用し、地域に対してシルバー人材センターの活動を周知します。

② 安全・適正就業推進事業

イ) 安全適正就業基準に基づき、適正就業及び公平な就業機会を提供し働きやすい環境づくりに努めます。

ロ) 「急がず、むりせず、安全に」を念頭に、安全・適正就業と健康管理に対する会員の意識の高揚を図ります。

ハ) 安全・適正就業委員による就業現場の安全パトロール及び指導等を実施し、事故の防止を図ります。

ニ) 各種安全講習会を実施するとともに会報等に安全就業に関する啓発記事を掲載し、事故防止と交通安全に対する会員の意識の高揚を図ります。

ホ) 感染症等の情報を随時提供するなど会員の健康維持を図ります。

③ 就業開拓推進事業

イ) 会員の希望と能力に応じた魅力ある就業の場を開拓し、就業機会の均衡を図ります。

ロ) 発注者のニーズを的確に把握するとともに、営業用パンフレットを活用して民間の事業所等を訪問し、新規就業先の開拓と既存契約先における継続就業の維持に努めます。

ハ) 地域社会や真岡市と連携し、新たな事業の開拓に努めます。

④ 研修及び講習会の開催

会員の知識・技能の向上を図るため、各種講習会や研修会を実施するとともに、会員確保のために60歳以上の市民向け各種講習会をあわせて実施します。

(3) 会員拡大事業

講習会やパンフレット及びメディアを活用し働く意欲のある会員の確保に努めます。

① 会員確保事業

市民向けの各種講習会を実施しイメージアップに努めるとともに、定期的に会員を募集し会員の確保に努めます。

② 女性会員の確保事業

イ) 会員拡大の余地が大きい女性会員の確保のため、女性向けの就業機会を確保し女性の社会参加を促します。

ロ) 手芸グループを中心として作品等をPRする機会を確保するとともに、グループの組織充実に向けて活動を支援します。

③ 退会者の抑制

イ) 比較的就業機会の少ない80歳以上の未就業者を対象にゴールド会員制度を適用し、引き続き特別会員としてセンターに協力・貢献していただきます。同時に、身体的に負担の少ない就業を開拓していきます。

ロ) 希望職種への就業がなく退会を希望している会員に対し、相談の受け付けや職種転換等の情報を提供することにより会員継続を促します。

(4) 法人運営

① 会議・研修会の開催

イ) 総会

定時総会を令和7年6月に開催します。また、臨時総会を必要に応じて開催します。

ロ) 理事会

センターの事業方針や予算決定及び執行など、各種事業の運営にとって重要な案件を審議・決定するため、年6回程度開催します。

ハ) 組織運営強化

専門部会、各種委員会、地域班及び職群班などの組織体制の充実を図り、自主的運営に努めます。また、職員を各種研修会等に参加させ、資質の向上を図るとともに事務の合理化に努めます。